

うるま市立図書館協議会

○図書館法

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○うるま市立図書館設置条例

(図書館協議会)

第3条 図書館法第16条の規定により、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 協議会の委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。